

経済学部・経済学府における障害・疾患のある学生に対する入学後の修学支援の流れについて

1. 相談体制

障害のある学生は、キャンパスライフ・健康支援センターコミュニケーション・バリアフリー支援室（以下、CB支援室という。）に相談する。相談を受けたCB支援室は、学生と面談を実施する。なお、学生との面談を実施した者を、以下「面接対応者」という。

2. 経済学部・経済学府における合理的配慮の協議

合理的配慮要望書を受理した教務課学生第四係は、経済学部・経済学府教務委員会（以下、教務委員会という。）に配慮内容の検討を依頼する。教務委員会より検討結果の報告を受けた経済学部長・経済学府長は配慮内容を決定する。

- ・経済学部・経済学府のみでの対応が困難な事案については障害者支援推進担当理事（学生支援課）に相談する。
- ・要望した学生が基幹教育科目を履修している場合は、基幹教育教務係と情報共有に努める。
- ・要望した学生が他学部所属の場合は、学生の所属学部学生係と情報共有に努める。

3. 配慮内容の通知

教務課学生第四係は、学部長・学府長名義で「合理的配慮依頼文」を作成し、担当教員へ送付するとともに、写しを学生支援課へ送付する。また学生第四係は、学部長・学府長名義で「合理的配慮通知文」を作成し、要望した学生へ送付する。

4. 合理的配慮の実施

合理的配慮の具体的内容は、各授業科目の教育目標や教育方法等に則して、担当教員の判断によって決定するものとする。

担当教員は、合理的配慮の実施にあたって必要な準備等がある場合は、教務課学生第四係と協議する。

担当教員は、必要に応じて、配慮・内容について学生と協議する。

5. 不服申立

学生は、学部長・学府長が決定した配慮内容等に不服がある場合は、障害者支援推進担当理事（学生支援課）あてに申し立てることができる。

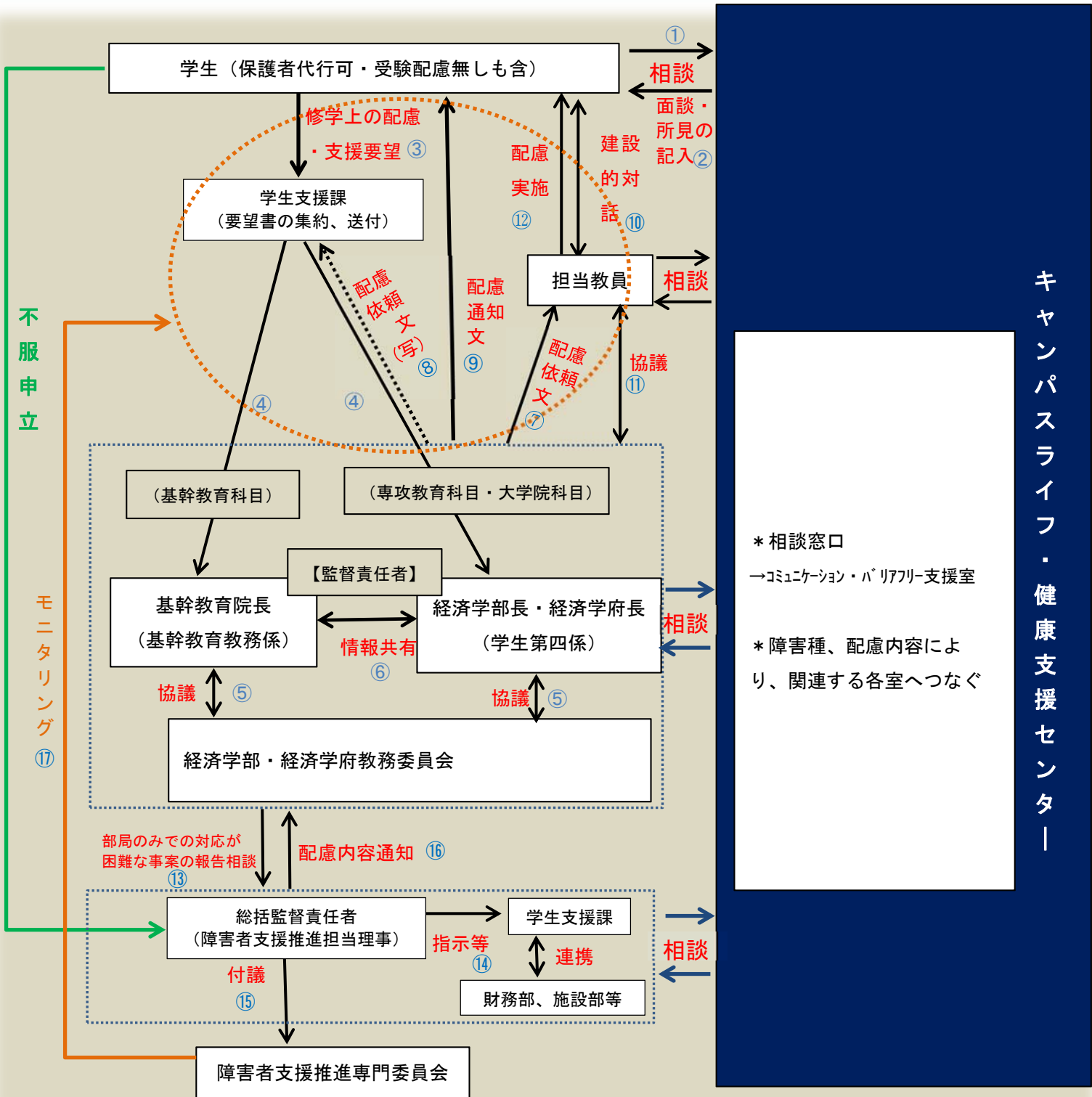
6. その他

学生は、合理的配慮要望書を提出したにも関わらず、配慮の決定及び実施に遅延が生じている場合、又は、その他要望に対し相談事項が生じた場合は、学生支援課に相談することができる。

※ CB支援室は、適宜、相談に応じるものとする。

＜経済学部・経済学府における、

障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ＞



キャンパスライフ・健康支援センター